

道路の整備促進に必要な財源の確保に関する意見書

道路は、地域経済の活性化を図るうえで基礎的かつ重要な社会基盤であり、その整備は、府民の安全で安心な暮らしを守るとともに、地域創生の実現を推進するために必要不可欠である。

京都府では、平成29年4月に新名神高速道路の城陽・八幡京田辺間が開通し、府域の背骨となる高速道路がつながり、さらに平成35年度には新名神高速道路が全線開通する予定であるが、未だに事業化が図られていないミッシングリンク区間が残っている。また、整備された高速道路の効果を府全域にもたすため、幹線道路から生活道路までの整備を早期に実施する必要がある。さらには、老朽化が進む道路施設の計画的な維持管理や、大規模地震等の災害に対する防災・減災対策も喫緊の課題となっている。

こうした中、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）」の規定による補助率等の嵩上げ措置については、平成29年度までの時限措置となっており、この措置が廃止され補助率が低減されることにより、道路整備の推進や、災害への対策等に支障をきたすことが危惧される。

については、国におかれては、地方における迅速かつ着実な道路整備や適切な維持管理を推進するため、次の事項について、強く要望する。

- 1 国民の安全・安心の確保や生産性の向上等による成長力の強化等のために必要な道路の着実な整備及び道路施設の計画的な維持管理を推進できるよう、平成30年度当初予算において所要額を確保するとともに、平成29年度補正予算を編成し、必要な予算を確保すること。
- 2 道路財特法の規定による補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続することを基本としつつ、地域の財政状況等を考慮したさらなる引上げ措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月19日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	野	田	聖	子	殿
国土交通大臣	石	井	啓	一	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

京都府議会議員 村田正治